第７期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

企業集団の主要な事務所の状況
企業集団の使用人の状況
新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

第一生命ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.dai-ichi-life-hd.com/investor/share/meeting/index.html）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当社	本社	東京都千代田区	1902年 9 月15日

【子会社及び子法人等】

部門名	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内生命保険事業	第一生命保険㈱	本社	東京都千代田区	2016年 4 月 1 日
	第一フロンティア生命保険㈱	本社	東京都品川区	2006年12月 1 日
	ネオファースト生命保険㈱	本社	東京都品川区	1999年 4 月23日
海外保険事業	Protective Life Corporation	本社	米国・バーミングハム	1907年 7 月24日
	TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd	本社	オーストラリア・シドニー	2011年 3 月25日
	Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited	本社	ベトナム・ホーチミン	2007年 1 月18日

（注１）当社並びに連結される子会社及び子法人等のうち主要なものを記載しております。
（注２）設置年月日には会社の設立年月日を記載しております。

企業集団の使用人の状況

部門名	前期末	**当期末**	当期増減（△）
	名	名	名
国内生命保険事業	55,022	**56,720**	1,698
海外保険事業	4,943	**5,344**	401
その他事業	1,481	**542**	△939
計	61,446	**62,606**	1,160

（注１）当社並びに連結される子会社及び子法人等を記載しております。
（注２）前期末時点では単一セグメントでしたが、前期末時点で事業セグメントが設定されていたものとして記載しております。

新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

区　分	名　称	個　数 （1個当たり払込金額）	目的である株式の種類及び数	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	人　数
取締役（監査等委員である者及び社外役員を除く。）	2011年8月発行 第一生命保険株式会社 第1回新株予約権	629個 (88,521円)	普通株式 62,900株 (新株予約権1個につき100株)	株式1株当たり1円	2011年8月17日から 2041年8月16日まで	8名
	2012年8月発行 第一生命保険株式会社 第2回新株予約権	1,254個 (76,638円)	普通株式 125,400株 (新株予約権1個につき100株)		2012年8月17日から 2042年8月16日まで	9名
	2013年8月発行 第一生命保険株式会社 第3回新株予約権	749個 (130,030円)	普通株式 74,900株 (新株予約権1個につき100株)		2013年8月17日から 2043年8月16日まで	9名
	2014年8月発行 第一生命保険株式会社 第4回新株予約権	742個 (136,600円)	普通株式 74,200株 (新株予約権1個につき100株)		2014年8月19日から 2044年8月18日まで	9名
	2015年8月発行 第一生命保険株式会社 第5回新株予約権	494個 (231,800円)	普通株式 49,400株 (新株予約権1個につき100株)		2015年8月18日から 2045年8月17日まで	10名
	2016年10月発行 第一生命ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	663個 (134,400円)	普通株式 66,300株 (新株予約権1個につき100株)		2016年10月19日から 2046年10月18日まで	10名
監査等委員である取締役	2011年8月発行 第一生命保険株式会社 第1回新株予約権	48個 (88,521円)	普通株式 4,800株 (新株予約権1個につき100株)	株式1株当たり1円	2011年8月17日から 2041年8月16日まで	1名
	2012年8月発行 第一生命保険株式会社 第2回新株予約権	88個 (76,638円)	普通株式 8,800株 (新株予約権1個につき100株)		2012年8月17日から 2042年8月16日まで	1名
	2013年8月発行 第一生命保険株式会社 第3回新株予約権	63個 (130,030円)	普通株式 6,300株 (新株予約権1個につき100株)		2013年8月17日から 2043年8月16日まで	1名
	2014年8月発行 第一生命保険株式会社 第4回新株予約権	60個 (136,600円)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき100株)		2014年8月19日から 2044年8月18日まで	1名
	2015年8月発行 第一生命保険株式会社 第5回新株予約権	34個 (231,800円)	普通株式 3,400株 (新株予約権1個につき100株)		2015年8月18日から 2045年8月17日まで	1名

区　分	名　称	個　数 （1個当たり 払込金額）	目的である株式の 種類及び数	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	行使期間	人　数
社外取締役 （監査等委員である者を除く。）	―	―	―	―	―	―

（注１）新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができます。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによります。新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできません。新株予約権者は、１個の新株予約権の一部を行使することはできません。その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによります。

（注２）監査等委員である取締役の新株予約権の個数等は、全て持株会社体制移行前に旧第一生命の取締役であった際に割当てられたものであります。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

区　分	名　称	個　数 （1個当たり 払込金額）	目的である株式の 種類及び数	新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額	行使期間	人　数
使用人 （執行役員）	2016年10月発行 第一生命ホール ディングス株式会社 第１回新株予約権	320個 （134,400円）	普通株式 32,000株 （新株予約権１個につき100株）	株式１株当たり １円	2016年10月19日から 2046年10月18日まで	15名
子法人等の 役員及び 使用人		1,713個 （134,400円）	普通株式 171,300株 （新株予約権１個につき100株）		2016年10月19日から 2046年10月18日まで	38名

（注）新株予約権の主な行使条件は、「(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等」と同一であります。

業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備について、2016年10月１日付で、取締役会で決議したグループ内部統制基本方針及び内部統制の運用状況の概要は次のとおりであります。

＜グループ内部統制基本方針＞

本基本方針は、当社が、第一生命グループ（当社および当社の全ての子会社等を含む。以下「グループ」という）の業務の健全性・適正の確保および企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項について定める。

１．グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備および運営を行う。
(1) グループ会社の事業特性・規模・グループにおける経営戦略上の重要性等に応じて、原則として経営管理規程に定める管理区分に基づいたグループ会社の経営管理を行う。
(2) グループの内部統制体制の整備および運営を行うに当たっての重要な事項に関する基本方針等を定め、グループ会社に周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じた基本方針等を整備させる。
(3) グループ全体に影響を与える事項に関して、当社による承認および当社への報告体制を整備する。
(4) グループ内の取引等および提携業務等の管理に関する基本方針を定め、グループ内の取引等および提携業務等の管理体制を整備する。

２．取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制整備および運営を行う。
(1) グループコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
(2) グループのコンプライアンス基本方針を定め、グループコンプライアンス体制を整備する。
(3) グループ会社に対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、コンプライアンス体制や不祥事件等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
(4) グループのコンプライアンス推進状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
(5) グループの利益相反管理基本方針を定め、利益相反取引の管理を適切に行うための体制を整備する。
(6) グループの情報資産保護管理基本方針を定め、情報資産の管理を適切に行うための体制を整備する。
(7) グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置する。

(8) グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する。

3．リスク管理に関する体制

当社は、グループのリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備および運営を行う。

(1) グループリスク管理に関する統括部署を設置し、グループにおける各リスクについて統合的に管理する。
(2) グループのリスク管理基本方針を定め、グループリスク管理体制を整備する。
(3) グループ会社に対し、適切なリスク管理体制を整備させるとともに、リスク管理体制やリスク事象等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
(4) グループのリスク管理状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
(5) グループの危機管理基本方針を定め、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に備えるための体制を整備する。

4．取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われることを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

(1) グループ中期経営計画の策定・評価等を適切に行う。
(2) グループ会社において、組織ならびに取締役、執行役員および使用人の業務分担および職務責任権限の設定、ＩＴの利用・統制等を適切に行わせる。
(3) 経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行および経営上の重要事項を審議する。

5．財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制整備および運営を行う。

6．取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要な会議の議事録および決裁書等の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報、ならびにその他重要な情報を保存および管理する方法を定め、必要な体制を整備する。

7．監査等委員会の職務の執行に関する体制

(1) 監査等委員会を補助すべき取締役および使用人に係る体制を以下のとおり整備する。

ア．「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人を配置する。
イ．当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保する。
ウ．当該使用人は、監査等委員会の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(2) 監査等委員会への報告体制を以下のとおり整備する。

ア．取締役、執行役員および使用人は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

イ．グループ会社において法令・定款等に違反する行為、当該グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から報告を受けた者は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

ウ．当社は、監査等委員会に対してア．またはイ．の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(3) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア．取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における取締役会その他の重要な会議に、監査等委員が出席し、意見を述べることができる体制を、監査等委員会の求めに応じて整備する。

イ．取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った決裁書等について、監査等委員会の求めに応じて適切に対応する。

ウ．取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行うとともに、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から監査等委員会への報告が適切に行われる体制を整備する。

エ．当社は、監査等委員が職務の実施のために要する所定の費用等を請求する場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

8．内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ会社の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、グループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

9．制定・改廃

本基本方針は取締役会がこれを定め、年度毎に見直すものとする。また、環境変化等に基づき随時見直すものとする。

＜内部統制の運用状況（概要）＞

項目	内部統制の運用状況
1．内部統制全般	グループ各社の業務の健全性・適正の確保及び企業価値の維持と創造を図ることを目的に、「グループ内部統制基本方針」を制定し、グループにおける内部統制体制の整備・運営に取り組んでいます。
2．グループにおける業務の適正を確保するための体制	グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社について事業特性、規模、グループ経営戦略上の重要性等に応じた管理区分を設け、各社と締結する経営管理契約等に基づき、経営管理を実施しています。グループにおける内部統制体制の整備として、コンプライアンス、リスク管理等の重要事項に係るグループ基本方針を定めて各社に周知し、また、グループ経営に影響を与える重要な事項等に関しては、経営管理契約等に基づき当社が事前承認する運営を実施しています。
3．取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	コンプライアンス統括ユニットがグループコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、「グループコンプライアンス基本方針」の他、「グループコンプライアンス規程」等の各種方針・規程を制定しています。 また、コンプライアンス統括ユニットはグループ各社の報告等に基づき、各社のコンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、グループ各社において発生した問題事象等について、その重要性に応じて、取締役会、社長、経営会議、監査等委員会等に報告する態勢を整備しています。また、グループコンプライアンスに関する態勢整備及び推進に関する重要事項の協議、並びにグループ各社のコンプライアンス推進状況をモニタリングするため、グループコンプライアンス委員会を設置しています。 この他、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化や、コンプライアンス意識向上に向けた教育研修の充実に向け、指導・支援を実施しました。 情報資産保護については、基本的な考え方等を「グループ情報資産保護管理基本方針」に、より具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループ情報資産保護管理規程」に、それぞれ定め、更に、巧妙化するサイバー攻撃に対し、「グループサイバーインシデント対応規程」を定めています。また、情報資産保護を各社に推進する常設組織として、コンプライアンス統括ユニット内に情報資産保護推進グループを設置し、各社に対して、業種や所持する情報の量・質等に応じ、必要な指示・支援を行いました。 反社会的勢力への対応については、「グループ反社会的勢力対応基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針を定めるとともに、「グループ反社会的勢力対応規程」を制定しています。また、総務ユニットを統括所管として日常の事業運営において、各グループ会社の属性を踏まえた関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進し、反社会的勢力との関係遮断の対応状況等につき、定期的に取締役会・経営会議に報告しました。

項目	内部統制の運用状況
4．リスク管理に関する体制	(1) リスク管理に関する方針・規程等 「グループ内部統制基本方針」の下、リスクごとのプロセス等グループリスク管理に関する基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」に、より詳細な管理方法を含むグループリスク管理を行うにあたっての具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループリスク管理規程」に、それぞれ定めています。
	(2) リスク管理に関する取組み グループリスク管理態勢の整備及び運営を推進する組織として、リスク管理統括ユニットを設置しています。また、同ユニットが中心となり、グループ全体のリスク管理状況及び健全性の状況につき、モニタリング・コントロールを実施しています。更に、グループＥＲＭ委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の高度化に向けた検討等を行っています。
	(3) ＥＲＭの推進 ＥＲＭに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証しています。また、リスク許容度を設定・管理すること等により、グループリスク管理の高度化を推進しています。
5．取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	取締役、執行役員並びに従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、決裁、組織、職務責任権限に係る社内規則を定めるとともに、経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行、経営上の重要事項を審議しています。また、グループ中期経営計画を策定し、経営会議等において、計画の遂行状況の確認・評価を実施しています。
6．財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制	金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制といった内部統制の有効性の評価を実施しています。
7．取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	取締役・執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理するため、取締役会・経営会議等の重要な会議の資料及び議事録、決裁書等の取締役・執行役員の職務の執行に係る情報並びにその他重要な情報を保存・管理する方法を社内規則に定め、それらに基づき、保存・管理を実施しています。

項目	内部統制の運用状況
8．監査等委員会の職務の執行に関する体制	監査等委員会設置会社への移行に伴い、「監査等委員会規程」に監査等委員会の職務に関する基本的な事項を定め、次に記載のとおり、監査等委員会による監査の実効性を確保する体制を整備しています。 ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会を補助する使用人を配置しました。当該使用人は、人事異動及び評価等に関して取締役から独立性を確保しており、監査等委員会からの指示の下、必要な情報の収集権限を有しています。 ② 内部統制担当所管を窓口とする内部通報制度を整備し、その運用状況を定期的に常勤監査等委員に報告しました。また、法令・定款等に違反する行為、会社又はグループ会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそれらのおそれがある場合に、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う体制を整備しています。 ③ 常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議、委員会等に出席し、内部統制態勢の整備及び運用状況を確認する体制を整備しています。また、監査の観点から必要な案件について、常勤監査等委員又は監査等委員会に報告を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。 ④ 常勤監査等委員は、定期的に取締役等にヒアリングを行い、情報収集を行うとともに、監査等委員会に取締役等を招致して意見交換を行いました。また、内部統制担当所管、内部監査担当所管及び会計監査人等と定期的に情報収集・意見交換を行う等緊密に連携し、監査の実効性と効率性の確保を図っています。
9．内部監査の実効性を確保するための体制	(1) 内部監査に関する方針・規程等 内部監査に関する基本的な考え方や方針を「グループ内部統制基本方針」及び「グループ内部監査基本方針」に定めるとともに、グループ内部監査を円滑かつ効果的に実施するために必要な基本的な事項を定める「グループ内部監査規程」、「内部監査規程」及び「内部監査業務規程」を制定しています。
	(2) 内部監査に関する取組み グループの健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証しています。 また、被監査組織に対し牽制機能が働く独立組織として監査ユニットを設置しています。同ユニットは、グループ会社の内部統制態勢の整備及び運用状況等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見、評価及び改善に関する提言等を行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議等へ報告しました。

なお、持株会社体制移行前の内部統制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

＜内部統制の運用状況（概要）＞

項目	内部統制の運用状況
1．コンプライアンス	(1) コンプライアンスに関する方針・規程等 コンプライアンスに関する方針や規程等の役員・従業員への徹底に向け、「コンプライアンスマニュアル」を全役員･従業員に提供した上で、コンプライアンス推進に関する各種研修等を実施しました。
	(2) コンプライアンスに関する取組み コンプライアンス委員会において、取組計画である全社コンプライアンス・プログラムの遂行状況や、法令等遵守・保険募集・顧客保護等の各管理態勢における課題と対応等を協議しました。重要事項は、コンプライアンス委員会で協議し、取締役会・経営会議等に諮る体制としており、経営層を主体としてＰＤＣＡを実践しました。 また、法令等遵守責任者等を対象とした研修や全従業員を対象とした研修等、コンプライアンス意識向上に関する教育・研修を行いました。
2．適正な保険募集	(1) 保険募集に関する方針・規程等 生涯設計デザイナーを中心とした保険販売従事者及びその管理者への保険募集に関する規程やルールの徹底に向け、「コンプライアンスマニュアル」の提供、定期的な研修・教育を実施しました。
	(2) 適正な保険募集に関する取組み コンプライアンス委員会の下部組織である事故防止対策部長会で、適正な保険募集の推進に関する重要事項を協議し、コンプライアンス委員会へ報告しました。 また、第一フロンティア生命の商品や新商品の販売等への対応として、事前に研修・教育を行い、苦情・事故等発生に対するモニタリングを実施しました。 また、改正保険業法の趣旨を踏まえ、意向把握義務・情報提供義務履行のため、システム等のインフラ整備、保険販売従事者・管理者への研修・教育を行い、実施状況について、モニタリングを継続実施しました。

項目	内部統制の運用状況
3．情報資産の保護	(1) 情報資産保護に関する方針・規程等 　情報資産保護管理・推進に関する規程やルールの役員・従業員への徹底に向け、「コンプライアンスマニュアル」や「情報資産保護管理マニュアル」の全役員・従業員への提供、顧客情報の適切な保管・管理及び廃棄ルールの徹底等をテーマとする各種研修等を実施しました。
	(2) 情報資産保護に関する取組み 　コンプライアンス委員会の下部組織である情報資産保護対策部会で、情報資産保護の推進に関する重要事項を協議し、コンプライアンス委員会へ報告しました。また、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の内容を踏まえ、継続的な取組みとして、「定期的な従業員教育を通じた情報取扱ルールの徹底及びルール遵守状況の定期点検」、「社内でのデータアクセス制限・ログの取得」、「再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検」等を実施しました。 　また、番号法施行後の個人番号（マイナンバー）の取扱い状況の定期的なモニタリングを通じて、取得・利用・保管・廃棄の各工程において、マイナンバーが適切に取り扱われていることを確認しました。
4．リスク管理	(1) リスク管理に関する方針・規程等 　「内部統制基本方針」の下、リスクごとの管理の考え方を各リスク管理基本方針に定め、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程・基準書等を制定していました。
	(2) リスク管理に関する取組み 　各種リスクにつきましては、各リスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備していました。更に、リスク管理統括部が、会社全体のリスクを統合的に管理し、体制の強化を図りました。 　また、ＥＲＭ委員会、事務・システムリスク管理委員会を定期的に開催し、経営層が各リスクに対する情報を共有しました。また、リスク管理の状況は、取締役会・経営会議に定期的に報告しました。
	(3) ＥＲＭの推進 　ＥＲＭに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括部がその妥当性を検証しました。また、リスク許容度を設定・管理すること等により、リスク管理の高度化を推進しました。

項目	内部統制の運用状況
5．反社会的勢力への対応	(1) 反社会的勢力への対応に関する方針・規程等 「内部統制基本方針」の下、「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との関係遮断・被害の防止に関する基本的な考え方や取組事項等を規定し、「行動規範」を通じて役員・従業員に対しその内容を徹底しました。更に、「反社会的勢力対策基準書」で、役員・従業員が遵守すべきルールや関係遮断・被害の防止に向けた具体的な取組みの詳細を明確化していました。
	(2) 反社会的勢力への対応に関する取組み 総務部を統括所管として、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止する態勢を強化しました。関係遮断状況等は、取締役会・経営会議等に定期的に報告しました。また、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築に継続的に取り組み、また、全従業員を対象に、関係遮断等をテーマとする研修を実施しました。
6．子会社等における業務の適正の確保	(1) 子会社等の管理に関する方針・規程等 内部統制基本方針の下、子会社等の業務の健全性・適正の確保及び企業価値の維持と創造を図るため、「子会社等内部統制管理規程」等の規程・ルール等を制定していました。
	(2) 子会社等の管理に関する取組み 子会社等に係る内部統制を担当する子会社等管理所管は、他の内部統制担当所管等と連携し、子会社等において内部統制態勢を構築し、その実効性を高めるための指導・支援を行いました。また、内部統制担当所管と連携し、重要な事項につき、取締役会・経営会議等へ報告しました。
7．財務報告に係る内部統制への対応	(1) 財務報告に係る内部統制に関する方針・規程等 内部統制基本方針の下、財務報告に係る内部統制を適切に評価するための事柄を定めた「財務報告内部統制評価規程」を制定していました。
	(2) 財務報告に係る内部統制に関する取組み 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制といった内部統制の有効性に関する評価を実施していました。また、その結果を記載した「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せて提出していました。

項目	内部統制の運用状況
8．内部監査体制	(1) 内部監査に関する方針・規程等 内部統制基本方針の下、内部監査の基本事項を定めた「内部監査規程」、実施要領を定めた「内部監査業務規程」等を制定していました。
	(2) 内部監査に関する取組み 被監査組織に対して牽制が働く独立組織である内部監査部が、当社及び子会社等の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証しました。また、同部は、問題点の発見・指摘、内部管理等に関する評価及び改善に関する提言等を行った他、内部監査結果を取締役会・経営会議等に報告しました。
9．監査役による監査に係る取組み	「監査役監査規程」に監査役の職務に関する基本的な事項を定めており、次に記載のとおり、監査役による監査の実効性を確保する体制を整備していました。 ① 内部統制担当所管を窓口とする内部通報制度を整備し、その運用状況を定期的に常勤監査役に報告しました。また、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実、及びそれらのおそれがある場合に、監査役又は監査役会に対して適時適切に報告を行う体制を整備していました。 ② 監査役室を設置し、監査役を補助する使用人を配置していました。当該使用人は、人事異動及び評価等に関して取締役から独立性を確保しており、監査役からの指示の下、必要な情報の収集権限を有していました。 ③ 監査役が取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議、委員会等に出席し、内部統制態勢の整備及び運用状況を確認する体制を整備していました。また、監査の観点から必要な案件について、常勤監査役又は監査役会に報告を行い、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備していました。 ④ 常勤監査役は、定期的に取締役等にヒアリングを行い、情報収集を行うとともに、監査役会に取締役等を招致して意見交換を行いました。また、内部統制担当所管、内部監査担当所管及び会計監査人等と定期的に情報収集・意見交換を行う等緊密に連携しており、監査の実効性と効率性の確保を図りました。

2016年度 (2016年４月１日から 2017年３月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	343,146	330,105	479,241	△23,231	1,129,262
当期変動額					
剰余金の配当			△41,497		△41,497
親会社株主に帰属する当期純利益			231,286		231,286
自己株式の取得				△15,999	△15,999
自己株式の処分		△364		1,754	1,389
連結範囲の変動			△2,548		△2,548
持分法の適用範囲の変動			△1,478		△1,478
土地再評価差額金の取崩			1,111		1,111
その他			△767		△767
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△364	186,104	△14,245	171,494
当期末残高	343,146	329,740	665,345	△37,476	1,300,756

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	1,840,084	△3,865	△16,402	16,570	△33,688	1,802,698
当期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
連結範囲の変動						
持分法の適用範囲の変動						
土地再評価差額金の取崩						
その他						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66,007	△21,377	△1,138	△24,749	13,822	32,564
当期変動額合計	66,007	△21,377	△1,138	△24,749	13,822	32,564
当期末残高	1,906,091	△25,243	△17,541	△8,178	△19,865	1,835,262

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	925	72	2,932,959
当期変動額			
剰余金の配当			△41,497
親会社株主に帰属する当期純利益			231,286
自己株式の取得			△15,999
自己株式の処分			1,389
連結範囲の変動			△2,548
持分法の適用範囲の変動			△1,478
土地再評価差額金の取崩			1,111
その他			△767
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	321	△72	32,812
当期変動額合計	321	△72	204,307
当期末残高	1,247	―	3,137,266

連結注記表 (2016年４月１日から2017年３月31日まで)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

１　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　61社

主要な連結子会社の名称

第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
ネオファースト生命保険株式会社
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd
Protective Life Corporation

2016年10月１日付で当社の国内生命保険事業を会社分割により承継した第一生命保険株式会社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同日をもって、当社は第一生命保険株式会社から第一生命ホールディングス株式会社に商号を変更しております。

当社の子会社となったTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下１社及びProtective Life Corporation傘下５社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

第一生命情報システム株式会社は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

Protective Life Corporationの子会社６社について清算を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社の数　16社

主要な非連結子会社は、第一生命情報システム株式会社、第一生命ビジネスサービス株式会社及びファースト・ユー匿名組合であります。

非連結子会社16社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数　　0社

(2) 持分法適用の関連会社の数　　49社

主要な持分法適用関連会社の名称

アセットマネジメントOne株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
ネオステラ・キャピタル株式会社
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited
Janus Capital Group Inc.
PT Panin Internasional

DIAMアセットマネジメント株式会社は、2016年10月１日付で、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社と統合し、アセットマネジメントOne株式会社となりました。統合に伴い、当社の関連会社となったアセットマネジメントOne株式会社傘下２社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

当社の関連会社となったJanus Capital Group Inc.傘下１社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

Janus Capital Group Inc.傘下１社について清算を行ったことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（第一生命情報システム株式会社、第一生命ビジネスサービス株式会社、ファースト・ユー匿名組合他）及び関連会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社、ネオステラ１号投資事業有限責任組合、オー・エム・ビル管理株式会社他）については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）その他の項目からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の決算日は３月31日、在外連結子会社の決算日は12月31日及び３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4　のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に一括償却しております。

(連結貸借対照表の注記)

1　当社及び連結子会社の保有する有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）は、次のとおり評価しております。

(1) 売買目的有価証券
　　時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(2) 満期保有目的の債券
　　移動平均法による償却原価法（定額法）

(3) 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）
　　移動平均法による償却原価法（定額法）

(4) 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式
　　移動平均法による原価法

(5) その他有価証券
　① 時価のあるもの
　　連結会計年度末日の市場価格等（国内株式は連結会計年度末前１ヶ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）
　② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
　　a 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）
　　移動平均法による償却原価法（定額法）
　　b 上記以外の有価証券
　　移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
一部の在外連結子会社の保有する有価証券の売却原価の算定は、先入先出法によっております。

2　責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、第一生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

①　個人保険・個人年金保険
②　無配当一時払終身保険（告知不要型）
③　財形保険・財形年金保険
④　団体年金保険

ただし、一部保険種類を除く。

また、第一フロンティア生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

①　個人保険・個人年金保険（円貨建・短期）
②　個人保険・個人年金保険（円貨建・長期）
③　個人保険・個人年金保険（米ドル建）
④　個人保険・個人年金保険（豪ドル建）
⑤　個人保険・個人年金保険（ニュージーランドドル建）

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

3　デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4　土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日　2001年３月31日
・同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める公示価格及び第２条第４号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

5　減価償却資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物（2016年３月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２年～60年
その他の有形固定資産	２年～20年

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、３年間で均等償却しております。

また、2007年３月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌連結会計年度より残存簿価を５年間で均等償却しております。

在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（２年～８年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額　610,773百万円

6　外貨建資産及び負債（非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社の事業年度末日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

一部の連結子会社については、外貨建保険等に係る外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。

7　連結される国内の生命保険会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

　破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

　また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55百万円であります。

　連結される国内の生命保険会社以外の貸倒引当金は、主に個別の債権について回収可能額を検討し、貸倒見積額を計上しております。

8　投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難な有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

9　役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社の社内規程に基づく支給見込額を計上しております。

10　時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年及び７年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の在外連結子会社は回廊アプローチを採用しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

12　価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

13　ヘッジ会計の方法は、次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計の方法

当社及び一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債の一部、外貨建定期預金及び外貨建株式（予定取引）の一部に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジ、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券店頭オプションによる繰延ヘッジ、国内株式の一部及び外貨建株式（予定取引）の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式オプション、株式先渡による繰延ヘッジ及び時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、公社債、借入金・社債、保険負債
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債
為替予約	外貨建債券、外貨建定期預金、外貨建株式（予定取引）
通貨オプション	外貨建債券
債券店頭オプション	外貨建債券
株式オプション	国内株式、外貨建株式（予定取引）
株式先渡	国内株式

(3) ヘッジ方針

当社及び一部の国内連結子会社では、資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

14 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15 連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定により、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

16 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

17 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。

18 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは生命保険事業を中心に事業を行っており、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、年金や保険金等を長期にわたって安定的に支払うことを目的に、ALM（Asset Liability Management：資産・負債総合管理）の考えに基づき確定利付資産（公社債、貸付等）を中心とした運用を行っております。また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。

デリバティブ取引については、主に保有している現物資産に係る市場リスクのヘッジや変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とした取引を行っております。

資金調達については、主として、自己資本充実の一環として、銀行借入による間接金融の他、劣後債の発行といった資本市場からの資金の調達を行っております。調達したこれらの金融負債が、金利変動等による影響を受けないように、デリバティブ取引をヘッジ手段として一部の金融負債に対するヘッジ会計を適用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

資金調達における借入金・社債は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることといった流動性リスクに晒されております。また、借入金・社債のうち変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

貸付金や借入金等の一部に関する金利の変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引、国内株式に関する価格変動リスクのヘッジ手段として株式先渡取引、外貨建債券や短期外貨預金等の一部、外貨建借入金等の一部に関する為替変動リスクのヘッジ手段として為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

この他、保険負債の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップ取引、資金保証契約に関する為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、事前並びに事後の有効性の検証を実施しております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、リスク管理に関する基本方針及び管理手法等を定めた規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。

ａ　市場リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、負債の特性を勘案した中長期的なアセットアロケーションによりリスク管理を行うことを基本とし、ポートフォリオを運用目的別に区分し、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

(a) 金利リスクの管理

金利の変動リスクに関して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取締役会等に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、金融資産及び負債の通貨別の構成比等を把握するとともに感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取締役会等に報告しております。

(c) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに関して、有価証券を含めた運用資産ポートフォリオ全体を対象として、資産別のリスク特性に応じてリスク管理のスタンス、具体的管理方法を定め、保有残高や資産配分のリミットを設定する等の管理を行っております。

これらの情報はリスク管理所管を通じ、定期的に取締役会等に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、投機的な利用を制限するため、資産区分別にヘッジ等利用目的による制限やポジション上限額等を設定しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

なお、第一フロンティア生命保険株式会社では、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減や債券に係る為替リスクのヘッジ等を目的としてデリバティブ取引を行っております。変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とするデリバティブ取引に関しては、最低保証リスクに対する取組みの方針及び諸規定に従い、ヘッジの有効性を検証し、デリバティブ取引から生じる日々の損益を管理するとともに、最低保証リスクの軽減状況、バリュー・アット・リスクによる予想損失額の測定等を定期的に行っております。最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取締役会等に報告しております。

b　信用リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し、運営しております。社債投資においては、審査所管が個別に内部格付等に基づいて投資上限枠を設定し、運用執行所管は上限枠の範囲内で投資を行うことで過度なリスクテイクを抑制しております。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しております。これらの与信管理は、審査所管の他、リスク管理所管が行い、定期的に取締役会等に報告しております。更に、与信管理の状況については、内部監査部門がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、審査所管において、カウンターパーティー別・取引商品別に上限額を設定するとともに信用情報の把握を定期的に行い、リスク管理所管において、カレントエクスポージャー等の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)２参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預貯金	881,965	881,965	—
② コールローン	98,500	98,500	—
③ 買入金銭債権	198,294	198,294	—
④ 金銭の信託	333,111	333,111	—
⑤ 有価証券			
a 売買目的有価証券	5,171,157	5,171,157	—
b 満期保有目的の債券	369,012	369,239	226
c 責任準備金対応債券	15,033,383	17,895,895	2,862,511
d 子会社・関連会社株式	38,206	55,260	17,054
e その他有価証券	22,264,874	22,264,874	—
⑥ 貸付金	3,566,603		
貸倒引当金(※１)	△892		
	3,565,711	3,683,457	117,746
資産計	47,954,216	50,951,755	2,997,538
① 社債	989,743	996,144	6,401
② 借入金	771,988	780,425	8,437
負債計	1,761,731	1,776,570	14,838
デリバティブ取引(※２)			
a ヘッジ会計が適用されていないもの	(26,955)	(26,955)	—
b ヘッジ会計が適用されているもの	(156,757)	(159,730)	△2,972
デリバティブ取引計	(183,713)	(186,685)	△2,972

(※１) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※２) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

① 現金及び預貯金

預貯金は、満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② コールローン

コールローンはすべて満期までの期間が短いため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 買入金銭債権

買入金銭債権は合理的に算定された価額等によっております。

④ 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は、基準価格等によっております。

金銭の信託内のデリバティブ取引は、取引所の価格等によっております。

⑤ 有価証券

株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託は、基準価格等によっております。組合出資金は、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行った上、当該財産に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(3) 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑥ 貸付金

貸付金は、対象先に新規貸付を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率等で、対象先の将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

また、リスク管理債権は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としております。

なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

① 社債

社債は取引所等の価格によっております。

② 借入金

借入金は、新規借入を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率等で、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。また、一部の借入金については、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション等）、金利関連取引（金利先物、金利スワップ等）、株式関連取引（円建株価指数先物、外貨建株価指数先物等）、債券関連取引（円建債券先物、外貨建債券先物等）であり、取引所の価格、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 ⑤ 有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①　非上場国内株式(※１)(※２)	170,966
②　非上場外国株式(※１)(※２)	58,542
③　外国その他証券(※１)(※２)	472,414
④　その他の証券(※１)(※２)	72,404
合計	774,328

(※１)　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※２)　当連結会計年度において、74百万円減損処理を行っております。

(注)３　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	881,462	127	377	―
コールローン	98,500	―	―	―
買入金銭債権	5,000	6,536	2,582	178,261
有価証券				
満期保有目的の債券(公社債)	―	―	48,000	200
満期保有目的の債券(外国証券)	―	―	―	312,309
責任準備金対応債券(公社債)	87,692	255,027	987,625	11,364,381
責任準備金対応債券(外国証券)	9,626	135,200	1,896,005	173,725
その他有価証券のうち満期があるもの(公社債)	204,571	881,599	875,559	1,505,384
その他有価証券のうち満期があるもの(外国証券)	397,126	2,353,495	3,190,138	6,031,753
その他有価証券のうち満期があるもの(その他の証券)	2,434	146,638	237,955	5,344
貸付金(※)	374,923	929,364	1,006,699	639,059

(※)　貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない124百万円、期間の定めのないもの585,945百万円は含まれておりません。

(注)４　社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
社債(※１)	―	17,473	46,596	―	―	419,593
借入金(※２)	―	―	19,185	19,803	450,000	―

(※１)　社債のうち、期間の定めのないもの476,277百万円は含まれておりません。

(※２)　借入金のうち、期間の定めのないもの283,000百万円は含まれておりません。

(3) 有価証券に関する事項

① 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額　86,628百万円

② 満期保有目的の債券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	46,114	50,634	4,520
国債	46,014	50,534	4,519
地方債	—	—	—
社債	100	100	0
外国証券	246,492	250,032	3,539
外国公社債	246,492	250,032	3,539
小計	292,607	300,667	8,059
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	200	197	△2
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	200	197	△2
外国証券	76,205	68,374	△7,830
外国公社債	76,205	68,374	△7,830
小計	76,405	68,571	△7,833
合計	369,012	369,239	226

③　責任準備金対応債券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	12,278,630	15,115,009	2,836,379
国債	11,593,476	14,367,524	2,774,047
地方債	82,734	96,762	14,027
社債	602,419	650,723	48,303
外国証券	1,607,541	1,672,229	64,687
外国公社債	1,607,541	1,672,229	64,687
小計	13,886,172	16,787,238	2,901,066
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	459,414	438,114	△21,299
国債	356,006	337,018	△18,988
地方債	953	936	△16
社債	102,454	100,159	△2,294
外国証券	687,796	670,541	△17,255
外国公社債	687,796	670,541	△17,255
小計	1,147,211	1,108,656	△38,555
合計	15,033,383	17,895,895	2,862,511

④　その他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	3,973,439	3,470,472	502,966
国債	2,554,098	2,118,821	435,276
地方債	31,009	28,960	2,048
社債	1,388,331	1,322,689	65,641
株式	3,163,836	1,451,271	1,712,564
外国証券	6,864,296	6,207,031	657,264
外国公社債	6,199,067	5,679,326	519,740
外国その他証券	665,229	527,704	137,524
その他の証券	793,921	742,003	51,918
小計	14,795,493	11,870,778	2,924,715
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	440,817	449,358	△8,541
国債	4,695	4,809	△114
地方債	6,657	6,884	△226
社債	429,463	437,664	△8,200
株式	171,701	196,399	△24,698
外国証券	6,901,688	7,245,367	△343,678
外国公社債	6,636,465	6,967,034	△330,568
外国その他証券	265,222	278,332	△13,109
その他の証券	203,465	207,229	△3,763
小計	7,717,673	8,098,355	△380,682
合計	22,513,167	19,969,134	2,544,032

(注)　その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価50,000百万円、連結貸借対照表計上額49,998百万円）及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価192,393百万円、連結貸借対照表計上額198,294百万円）が含まれております。

⑤　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

⑥　当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	566,221	87,047	6,138
国債	502,214	86,072	—
地方債	20,640	—	2,559
社債	43,366	975	3,578
外国証券	45,376	785	1,590
外国公社債	45,376	785	1,590
外国その他証券	—	—	—
合計	611,598	87,832	7,729

⑦　当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	453,904	34,504	2,266
国債	308,013	30,289	251
地方債	—	—	—
社債	145,890	4,215	2,014
株式	116,184	28,882	10,170
外国証券	1,622,461	71,430	70,317
外国公社債	1,420,829	33,721	56,972
外国その他証券	201,632	37,709	13,344
その他の証券	66,818	874	3,777
合計	2,259,368	135,692	86,531

⑧　減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて27,098百万円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(4) 金銭の信託に関する事項

運用目的の金銭の信託

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	333,111	△14,321

19　一部の国内連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2017年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,572百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は△8,593百万円（特別損益に計上。）、減損損失は5,167百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			期末時価 (百万円)
期首残高 (百万円)	期中増減額 (百万円)	期末残高 (百万円)	
807,289	△12,124	795,164	892,854

(注) 1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2　期中増減額のうち、主な増加額は不動産取得（33,544百万円）であり、主な減少額は不動産売却（35,424百万円）、減価償却費（13,758百万円）及び減損損失（5,167百万円）であります。

3　期末時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額、その他の物件については自社において合理的に見積った評価額等を使用しております。

20　消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、2,094,089百万円であります。

21　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,757百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は89百万円、延滞債権額は2,608百万円、３カ月以上延滞債権額はありません。貸付条件緩和債権額は59百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

７にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は２百万円、延滞債権額は53百万円それぞれ減少しております。

22　保険業法第118条第１項に規定する特別勘定の資産の額は、3,226,230百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

23　契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高	390,701	百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	98,201	〃
利息による増加等	8,384	〃
契約者配当準備金繰入額	85,000	〃
当連結会計年度末残高	385,884	〃

24　関係会社の株式等は、次のとおりであります。

株式	139,662	百万円
出資金	47,468	〃
合計	187,130	〃

25　保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、117,776百万円であります。

26　担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	657,830	百万円
預貯金	10,140	〃
合計	667,971	〃

担保付き債務の額は次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金	267,871	百万円

なお、上記有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券241,062百万円が含まれております。

27　１株当たり純資産額は2,668円61銭であります。

28　ストック・オプションに関する事項は、次のとおりであります。

(1) ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

事業費　362百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの内容

	第一生命保険株式会社 第１回新株予約権	第一生命保険株式会社 第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。)　10名 当社執行役員　16名	当社取締役(社外取締役を除く。)　11名 当社執行役員　16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式　169,800株	普通株式　318,700株
付与日	2011年８月16日	2012年８月16日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注２)	自　2011年８月17日 至　2041年８月16日	自　2012年８月17日 至　2042年８月16日

	第一生命保険株式会社 第３回新株予約権	第一生命保険株式会社 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。)　11名 当社執行役員　17名	当社取締役(社外取締役を除く。)　11名 当社執行役員　17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注１)	普通株式　183,700株	普通株式　179,000株
付与日	2013年８月16日	2014年８月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注２)	自　2013年８月17日 至　2043年８月16日	自　2014年８月19日 至　2044年８月18日

	第一生命保険株式会社 第５回新株予約権	第一生命ホールディングス株式会社 第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 18名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 38名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注１)	普通株式 110,600株	普通株式 269,600株
付与日	2015年８月17日	2016年10月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注２)	自 2015年８月18日 至 2045年８月17日	自 2016年10月19日 至 2046年10月18日

(注１) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2013年10月１日付で株式の分割を行い、当社普通株式１株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

(注２) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。なお、2016年10月１日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に付与したストック・オプションについて、当該権利行使期間に関する条件を変更しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a　ストック・オプションの数

	第一生命保険株式会社				
	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	98,700	219,400	146,900	163,200	110,600
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	5,900	10,800	6,300	7,300	4,100
失効	—	—	—	—	—
未行使残	92,800	208,600	140,600	155,900	106,500

	第一生命ホールディングス株式会社 第１回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	269,600
失効	—
権利確定	269,600
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	269,600
権利行使	—
失効	—
未行使残	269,600

(注)　当社は2013年10月１日付で株式の分割を行い、当社普通株式１株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

b　単価情報

	第一生命保険株式会社				
	第１回 新株予約権	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,303円	1,303円	1,303円	1,303円	1,303円
付与日における公正な評価単価	885円	766円	1,300円	1,366円	2,318円

	第一生命ホールディングス株式会社 第１回新株予約権
権利行使価格	1円
行使時平均株価	―
付与日における公正な評価単価	1,344円

（注）　当社は2013年10月１日付で株式の分割を行い、当社普通株式１株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した行使時平均株価及び公正な評価単価を記載しております。

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は次のとおりであります。

① 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

② 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第一生命ホールディングス株式会社 第１回新株予約権
株価変動性(注) 1	38.522%
予想残存期間(注) 2	3年
予想配当(注) 3	40円
無リスク利子率(注) 4	△0.254%

(注) 1　2013年10月18日から2016年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算定しております。

2　付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

3　付与日における2017年３月期の予想配当金によっております。

4　残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

29　共通支配下の取引等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

国内生命保険事業

② 企業結合日

2016年10月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、第一生命保険株式会社（2016年10月１日付で「第一生命分割準備株式会社」から商号変更）を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

第一生命保険株式会社（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

これまで当社では、国内生命保険市場でのシェア拡大に向けた成長戦略を展開するとともに、海外生命保険市場における事業展開の加速・利益貢献の拡大を行い、内外事業の複線化が進みました。これらの環境・課題認識から、2016年10月１日に持株会社体制に移行し、「グループベースでの柔軟な経営資源配分」、「傘下会社での迅速な意思決定に資するガバナンス体制の構築」、「グループ運営スタイルの抜本的変革」を通じて、当社グループの持続的な成長に向けた取組みを更に加速します。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

30　退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

第一生命保険株式会社は、営業職等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

内勤職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の在外連結子会社は、確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	738,116百万円
勤務費用	30,920 〃
利息費用	3,397 〃
数理計算上の差異の発生額	3,413 〃
退職給付の支払額	△37,925 〃
連結除外による減少額	△4,750 〃
その他	△2,790 〃
退職給付債務の期末残高	730,381 〃

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	295,038百万円
期待運用収益	△1,215 〃
数理計算上の差異の発生額	21,132 〃
事業主からの拠出額	11,386 〃
退職給付の支払額	△13,674 〃
連結除外による減少額	△3,039 〃
その他	△807 〃
年金資産の期末残高	308,821 〃

③　退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	414,199百万円
年金資産	△308,821　〃
	105,377　〃
非積立型制度の退職給付債務	316,182　〃
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	421,560　〃

退職給付に係る負債	421,560百万円
退職給付に係る資産	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	421,560　〃

④　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	30,920百万円
利息費用	3,397　〃
期待運用収益	△1,995　〃
数理計算上の差異の費用処理額	4,525　〃
その他	435　〃
確定給付制度に係る退職給付費用	37,283　〃

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

⑤　退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	19,148百万円
合計	19,148　〃

⑥　退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	27,444百万円
合計	27,444　〃

⑦　年金資産に関する事項

a　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	58％
債券	11〃
共同運用資産	11〃
生命保険一般勘定	8〃
その他	12〃
合計	100〃

なお、年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が51％含まれております。

b　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧　数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.30％～4.04％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	0.30％～7.25％
退職給付信託	0.00％

(3) 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2,447百万円であります。

31　消費貸借契約で借り入れている有価証券及び再保険取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は76,190百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

32　貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、132,635百万円であります。

33　その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金283,000百万円が含まれております。

34　負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債548,274百万円が含まれております。

35　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結される国内の生命保険会社の今後の負担見積額は、56,523百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

36　当社は、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引「株式給付信託（J-ESOP）」を行っております。また、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、2010年12月に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」を導入いたしましたが、2016年７月をもって信託は終了しております。

(1) 取引の概要

① 株式給付信託（J-ESOP）

株式給付信託（J-ESOP）は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員（管理職）に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

② 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）

信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）は、「第一生命保険従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入する従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。当社が信託銀行に設定した信託は、その後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を予め取得します。その後は、信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額等が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において信託内に当該株式売却損相当額等の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

なお、2016年７月をもって信託は終了しております。

(2)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 株式給付信託（J-ESOP）

a 信託における帳簿価額は6,551百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

b 期末株式数は4,334千株であり、期中平均株式数は4,360千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

② 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）

a 信託における帳簿価額はありません。

b 期末株式数はありません。また、期中平均株式数は224千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結損益計算書の注記)

1　1株当たり当期純利益金額は196円62銭であります。
　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は196円48銭であります。

2　連結される国内の生命保険会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、会社ごとに保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等及び遊休不動産等については、物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	場所	件数	種類(百万円)		合計
		(件)	土地	建物	(百万円)
遊休不動産等	神奈川県 横浜市等	135	8,622	5,119	13,742

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.41％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額又は相続税評価額に基づく時価を使用しております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式 普通株式	1,198,023	—	—	1,198,023
自己株式 普通株式	12,368	11,695	1,190	22,873

(注) 1　当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が所有する当社株式及び信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）により第一生命保険従業員持株会専用信託が所有する当社株式がそれぞれ、5,490千株、4,334千株含まれております。なお、2016年７月をもって第一生命保険従業員持株会専用信託は終了しております。

2　普通株式の自己株式の株式数の増加11,695千株は、自己株式の取得によるものであります。

3　普通株式の自己株式の株式数の減少1,190千株は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使によるもの34千株並びに信託口から対象者への当社株式の給付及び第一生命保険従業員持株会専用信託から第一生命保険従業員持株会等への当社株式の売却によるもの1,156千株であります。

2　新株予約権等に関する事項

区　分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高(百万円)
当　社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,247

3　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年６月24日 定時株主総会	普通株式	41,497	35	2016年 ３月31日	2016年 ６月27日	利益剰余金

(注)　配当金の総額には、信託口及び第一生命保険従業員持株会専用信託に対する配当金192百万円を含めておりません。これは、信託口及び第一生命保険従業員持株会専用信託が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。なお、2016年７月をもって第一生命保険従業員持株会専用信託は終了しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月26日定時株主総会	普通株式	50,531	43	2017年3月31日	2017年6月27日	利益剰余金

(注)　配当金の総額には、信託口に対する配当金186百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

2016年度 (2016年４月１日から2017年３月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						危険準備積立金
当期首残高	343,146	343,146	625	343,772	5,600	43,120
当期変動額						
剰余金の配当				—		
当期純利益				—		
自己株式の取得				—		
自己株式の処分			△364	△364		
危険準備積立金の取崩				—		△43,120
不動産圧縮積立金の積立				—		
不動産圧縮積立金の取崩				—		
土地再評価差額金の取崩				—		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△364	△364	—	△43,120
当期末残高	343,146	343,146	261	343,408	5,600	—

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	価格変動積立金	不動産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	65,000	25,517	372,655	511,892	△23,231	1,175,581
当期変動額						
剰余金の配当			△41,497	△41,497		△41,497
当期純利益			101,910	101,910		101,910
自己株式の取得				—	△15,999	△15,999
自己株式の処分				—	1,754	1,389
危険準備積立金の取崩			43,120	—		—
不動産圧縮積立金の積立		254	△254	—		—
不動産圧縮積立金の取崩		△25,771	25,771	—		—
土地再評価差額金の取崩			2,263	2,263		2,263
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△25,517	131,313	62,675	△14,245	48,065
当期末残高	65,000	—	503,968	574,568	△37,476	1,223,646

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,946,957	△3,865	△16,402	1,926,688	925	3,103,195
当期変動額						
剰余金の配当						△41,497
当期純利益						101,910
自己株式の取得						△15,999
自己株式の処分						1,389
危険準備積立金の取崩						—
不動産圧縮積立金の積立						—
不動産圧縮積立金の取崩						—
土地再評価差額金の取崩						2,263
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,946,957	3,865	16,402	△1,926,688	321	△1,926,367
当期変動額合計	△1,946,957	3,865	16,402	△1,926,688	321	△1,878,302
当期末残高	—	—	—	—	1,247	1,224,893

個別注記表（2016年４月１日から2017年３月31日まで）

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

２　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

３　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

株式交付費…３年間で均等償却しております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

４　会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響は軽微であります。

(追加情報)

1　「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

2　従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3　当社は、当事業年度のうち2016年９月30日まで国内生命保険事業を営んでおりましたが、2016年10月１日付で当社が営んでいた国内生命保険事業を、会社分割により「第一生命保険株式会社」（2016年10月１日付で「第一生命分割準備株式会社」から商号変更）に承継させ、同日以降、事業目的をグループ会社の経営管理等とする持株会社となりました。期中の業態変更のため、計算書類上、2016年９月30日以前の国内生命保険事業の業績等については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）及び「保険業法施行規則」（平成８年大蔵省令第５号）により、2016年10月１日以降の持株会社の業績等については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）によって表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	59百万円
2	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	短期金銭債権	137百万円
	短期金銭債務	1,187百万円
3	契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。	
	当事業年度期首残高	390,701百万円
	当事業年度契約者配当金支払額	56,858　〃
	利息による増加等	4,228　〃
	契約者配当準備金繰入額	45,000　〃
	第一生命保険株式会社への承継額	383,071　〃
	当事業年度末残高	—

(損益計算書に関する注記)

1　関係会社との取引高

営業収益	21,826百万円
営業費用	1,051百万円
経常収益	10,061百万円
経常費用	10,934百万円

2　有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券48,358百万円、株式等3,358百万円、外国証券37,129百万円、その他の証券788百万円であります。

3　有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券263百万円、株式等3,961百万円、外国証券26,205百万円、その他の証券873百万円であります。

4　有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券589百万円、株式等342百万円、外国証券8,574百万円であります。

5　「金銭の信託運用益」には、評価損が1,716百万円含まれております。

6　「金融派生商品収益」には、評価益が22,747百万円含まれております。

7　支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は０百万円であります。
責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は０百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	22,873,600株

(税効果会計に関する注記)

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	502,526百万円
有価証券評価損	11,816　〃
その他	360　〃
繰延税金資産小計	514,703　〃
評価性引当額	△514,666　〃
繰延税金資産合計	36　〃
繰延税金負債	
未収還付事業税	△4百万円
繰延税金負債合計	△4　〃
繰延税金資産の純額	31　〃

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.78%
(調整)	
持株会社体制への移行による法定実効税率の差異	△2.62〃
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.36〃
その他	0.19〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.99〃

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等について、連結計算書類に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,041円27銭
1株当たり当期純利益	86円63銭

（ご参考）2017年３月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員

氏　　名	地位及び担当
金　井　　洋	専務執行役員 〔担当〕第一フロンティア生命に関する事項
櫻　井　謙　二	専務執行役員 〔担当〕第一生命の個人保険事業に関する事項
丸　野　孝　一	専務執行役員 〔担当〕第一生命の企業保険事業に関する事項
相　澤　伸　一	常務執行役員 〔担当〕海外生保事業ユニット（北米地域に関する事項） 北米事業本部長
佐　藤　　智	常務執行役員 〔担当〕ＩＴビジネスプロセス企画ユニット
武　富　正　夫	常務執行役員 〔担当〕総務ユニット（秘書グループに関する事項）、人事ユニット 人事ユニット長
畑　中　秀　夫	常務執行役員 〔担当〕監査ユニット
徳　岡　裕　士	執行役員 〔担当〕ネオファースト生命に関する事項
瓜　生　宗　大	執行役員 〔担当〕国内営業企画ユニット
庄　子　　浩	執行役員 〔担当〕主計・経理ユニット 主計・経理ユニット長
山　本　辰三郎	執行役員 〔担当〕アセットマネジメント事業ユニット アセットマネジメント事業ユニット長
渡　邉　寿美恵	執行役員 〔担当〕人事ユニット（グループダイバーシティ＆インクルージョン推進に関する事項を担当し、常務執行役員武富正夫氏と共担）
川　原　則　光	執行役員 〔担当〕海外生保事業ユニット（アジアパシフィック地域に関する事項） アジアパシフィック事業本部長
岡　本　一　郎	執行役員 〔担当〕広報ユニット
齊　藤　京　一	執行役員 〔担当〕コンプライアンス統括ユニット、総務ユニット（秘書グループ以外に関する事項）

氏　　名	地位及び担当
髙　田　久　資	執行役員 〔担当〕リスク管理統括ユニット
隅　野　俊　亮	執行役員 〔担当〕経営企画ユニット 経営企画ユニット長